

(仮称)「鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)」の考え方について

・条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月30日に公布されました。これにより「墓地、埋葬等に関する法律」第10条が改正されます。現在は墓地等の許可等事務は都道府県知事の事務とされていますが、施行後の平成24年4月1日以降は、市長の事務となります。今回の法改正により墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者に対し、市長の許可等の事務を行うこととなるため、神奈川県墓地等の経営等に関する条例を基に鎌倉市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例を制定することとなりました。

この条例は条例施行後に新設する墓地や、既存の墓地を拡張する場合などに適用され、この条例を基に鎌倉市長が許可をしていくこととなります。

・(仮称)「鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)」の考え方について

1 墓地等の経営の主体について

墓地等の永続性や非営利性の確保及び墓地等管理面の観点から、原則として墓地等経営主体を次の者と定めることとします。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有する宗教法人(以下「宗教法人」という。)
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもの(以下「公益法人」という。)

2 事前協議について

新規に墓地等を設ける場合や既存の墓地等を拡張する場合には、

- (1) 許可を受けようとする者は事前に市長と協議することとします。

3 経営計画の周知について

- (1) 墓地等の経営計画の概要を記載した標識を、建設計画地の外部から見やすい場所に、工事完了検査済証を受けるまで掲示することとします。
- (2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者など(以下「近隣住民

等」といいます。) に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容などを市長に報告することとします。

4 近隣住民等との協議について

墓地等の経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について、次のいずれかに該当する意見の申し出があった場合は、その申し出をした者と協議することとします。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

5 墓地等の設置場所の基準について

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であることとします。
- (2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が一定以上であることとします。
- (3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であることとします。

6 墓地等の構造設備基準について

- (1) 給水設備及び排水設備を設けることとします。
- (2) 管理施設、便所、駐車場など、墓地の利用者に便益を供するための施設を設けることとします。
- (3) 墓地内の通路は、一定以上の有効幅員を確保することとします。
- (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、一定以上であることとします。
- (5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されることとします。

7 納骨堂の構造設備基準について

- (1) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造であることとします。
- (2) 換気設備を設けることとします。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であることとします。

8 火葬場の構造設備基準について

- (1) 給水設備及び排水設備を設けることとします。
- (2) 管理施設、便所、駐車場など、墓地の利用者に便益を供するための施設を設けることとします。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であることとします。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けることとします。

- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けることとします。
- (6) 残灰庫を設けることとします。
- (7) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、一定以上であることとします。
- (8) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されることとします。

9 規則への委任について

条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

10 その他

なお、墓地等での土地利用にあたっては、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準に関する条例」の規定が適用されます。